

令和6年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 55号	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	5月28日
議案第 59号	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	可決 (賛成多数)	
請願第 6号	豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持と未配置問題の解消を求める請願	一部採択 (全員一致) (項目1について採択)	

審査の状況

① 令和6年 5月23日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎川口 じゅん ○桑原 健三郎 伊庭 聡 大島 千都世
北野 聡子 坂本 篤史 中山 ゆうすけ
みとみ 智恵子

② 令和6年 5月28日 (議案審査)

- ・出席委員 ○桑原 健三郎 伊庭 聡 大島 千都世 北野 聡子
坂本 篤史 中山 ゆうすけ みとみ 智恵子
- ・欠席委員 ◎川口 じゅん

③ 令和6年 6月20日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎川口 じゅん ○桑原 健三郎 伊庭 聡 大島 千都世
北野 聡子 坂本 篤史 中山 ゆうすけ
みとみ 智恵子

(◎は委員長、○は副委員長)

令和6年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第55号 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
租税特別措置法の改正に伴い、県が定める福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたことに合わせて、本市の条例においても同様の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和6年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第59号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議案の概要

昨年6月に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の附則に掲げる規定の施行日が定められたことにより、本年12月2日から、現行の後期高齢者医療制度の被保険者証が廃止されることに伴い、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 本市におけるマイナ保険証のトラブルの報告がないのは、利用率の低さが原因ではないか。

答1 利用率が低迷している要因としては、マイナンバーカードと保険証のひもづけミスや医療機関などでのカードリーダーのトラブル発生などにより、被保険者がマイナ保険証の運用に不安を持っているためと認識している。引き続き、県広域連合と連携し、マイナ保険証の利用率向上に向けて進めていきたい。

問2 現行の保険証がなくなって困る方はいないか。

答2 マイナ保険証の利用が困難な高齢者や障がい者などの要配慮者には、資格確認書の交付が可能である。また、暗証番号の管理が難しい方については、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードの運用も示されている。現行の保険証がなくなることで、必要な医療機関への受診に支障が出ないよう引き続き取り組む。

委員間討議 なし

討 論

(反対討論)

討論1 現行の保険証が廃止されれば、マイナ保険証に対応できない高齢者など影響が大きい。今回の制度改正は最も弱い立場の高齢者の方を取り残すものであることを申し上げ、反対討論とする。

(賛成討論)

討論2 この議案は後期高齢者広域連合の規約の変更ということで、本市が主体的に動いている議案ではないので反対はしないが、マイナ保険証への移行について今後の状況を見守りながら市としては市民に対しての対応を継続するように意見を申し上げ、賛成討論とする。

審查結果 可決（贊成多数 贊成5人、反对1人）

議案番号及び議案名

請願第6号 豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持と未配置問題の解消を求める請願

<請願の趣旨>

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びと育ちを保障するための、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びと育ち、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

こうした観点から、2025年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願する。

<請願の項目>

- 1 教育の機会均等と教育水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持してください。
- 2 教職員未配置問題の解消にむけ、人材確保に努めてください。

<質疑の概要>

問1 請願項目1については、国の制度をどうしてほしいかと具体的に請願しているが、項目2については、趣旨は分かるが、具体的な方策を明記して国に求めているように見える。具体的に何を求めているのか。

答1 （紹介議員A）教職員未配置問題は全国的に起きており、解消方法は一つではないと考える。国に求める具体的なものは多すぎて特定できない。この状況を解消するために国に動いてほしいという働きかけだということを理解してほしい。

問2 現在の教職員が未配置の学校や人数を把握しているか。

答2 （市当局）常勤講師が未配置なのが、小学校で12校、中学校で1校となっている。小学校の12校のうち、既に採用手続きを進めているのが5人なので、現在も未配置の状況が小学校で7校となっている。

問3 未配置問題を解消するための人材を確保するには、教職員が生き生きと働き続け

られる環境づくりがよい効果を生み出すと考える。教職員の働き方の環境をよくするために市はどのように取り組んでいるか。

答3 (市当局) 現在、教員と共に、働き方改革検討委員会を立ち上げ勤務時間の適正化などに取り組んでいる。現場の教員から具体的な業務の改善点について意見を出してもらい、実施可能なものから順次対応している。

問4 未配置の状況に対して、いつまでに解消できる予定なのか。また、問題を解消するため、どのような対策を行っているのか。

答4 (市当局) 現段階で、いつまでに解消すると明言できないが、解消に向けてあらゆる手段を講じている。ホームページ等での求人、有料の求人広告、臨時講師募集のチラシの活用などを行っている。直接、大学のキャリアセンター等に行き、具体的にこの教科のこのような人がいないか当たるなどしている。このような取組により、徐々に未配置部分が埋まってきている。

委員間討議

委員A 教育予算が減らされているのは、とても残念である。

教員の働く時間については、部活動の地域移行などの形で、土日の出勤や放課後の勤務を減らしていくような動きや補助金をとるなどして、教員の負担軽減を進めようとしている。

このような前向きな現状であるため、この状況で様子を見たい。

討 論 なし

審査結果 一部採択 (全員一致) (項目1について採択)